

○ 賛助会員規程

最終改正 2019年5月30日

規程 第1号

第1条 この規程は、一般財団法人石油開発情報センター（以下「財団」という。）定款第41条第4項の規定に基づき、賛助会員及び賛助会費に関し、必要な事項を定める。

第2条 賛助会員は、財団の事業目的に賛同し、事業の遂行に必要な費用に充当するため毎年度賛助会費を納入する企業とする。

第3条 賛助会員として入会しようとする者は、別紙様式による入会等申込書を財団に提出し、会長の承認を得なければならない。

第4条 賛助会員で脱会しようとする者は、財団に退会届を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、賛助会員が賛助会費を2年以上滞納した場合は脱会したものとみなし、賛助会員としての一切の権利義務を喪失したものとす。

第5条 会員が納入する賛助会費（年額、以下同じ）は12万円とする。

2 賛助会費は、毎年度4月末日までに納入するものとする。

3 賛助会員が退会した場合は、既納の賛助会費は返還しない。

第6条 賛助会員は、財団の目的を達成するために必要な事業の遂行を援助するとともに、財団からの情報、資料の提供、財団の調査及び研究の成果の利用、刊行物の配布、セミナー・講演会への優先参加等の便益を受けることができる。

第7条 賛助会員は、財団から毎年1回事業の概要についての報告を受けることができる。

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の承認を受けて会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、2019年6月1日から施行する。

(別 紙)

賛助会員入会等申込書

一般財団法人石油開発情報センター
会長 殿

◎ 貴財団の事業目的に同意し、入会を申し込みます。

◎ 賛助会費として毎年度以下を納入します。

12万円

年 月 日

住 所 〒

名 称

代 表 者

印